

# 給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント

令和5年10月  
茨城県人事委員会

# 目次

|   |                      |   |
|---|----------------------|---|
| ① | 本年の勧告のポイント           | 1 |
| ② | 給与勧告の手順              | 2 |
| ③ | 民間給与との比較方法（ラスパイレス比較） | 3 |
| ④ | 民間給与との較差に基づく給与改定     | 4 |
| ⑤ | 給与勧告の対象職員            | 5 |
| ⑥ | 給与勧告の実施状況（行政職）       | 5 |

# ① 本年の勧告のポイント

## 2年連続で月例給、ボーナスともに引上げ

- 初任給を引上げ（高卒：約8%[12,000円]、大卒：約6%[10,700円]）、ボーナスを0.10月分引上げ
- テレワーク中心の働き方をする職員について、在宅勤務等手当を新設（月額：3,000円）  
【改定額】3,366円（0.90%） ⇒ いわゆるベースアップに相当  
※ 月例給は26年ぶりの高い水準で改定（平成9年の3,606円以来）、ボーナスが4.50月となるのは令和元年以来

### 月例給

〔民間と公務の本年4月分給与を調査。主な給与決定要素を同じくする者同士を比較〕

- ✓ 初任給を始め若年層に重点を置いて給料表を引上げ改定 【平均改定率】1級〔主事〕5.2%、2級〔主事〕2.9% 等

### ボーナス

〔直近1年間（昨年8月～本年7月）の民間の支給割合と公務の年間の支給月数を比較〕

- ✓ 年間4.40月分 ⇒ 4.50月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.05月分引上げ

勧告後の平均給与（行政職給料表）月額377,580円(+3,366円、+0.90%)、年間給与6,296,000円(+95,000円、+1.53%)

勧告後の初任給（行政職給料表）大学卒業程度214,544円 高校卒業程度181,154円 ※ 地域手当6%を含む

### 在宅勤務等手当

〔新設〕 ※受給者に係る通勤手当の取扱いを併せて措置

- ✓ 住居その他これに準ずる場所で、一定期間以上継続して1箇月当たり10日を超えて正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員について、光熱・水道費等の負担軽減のため、月額3,000円を支給

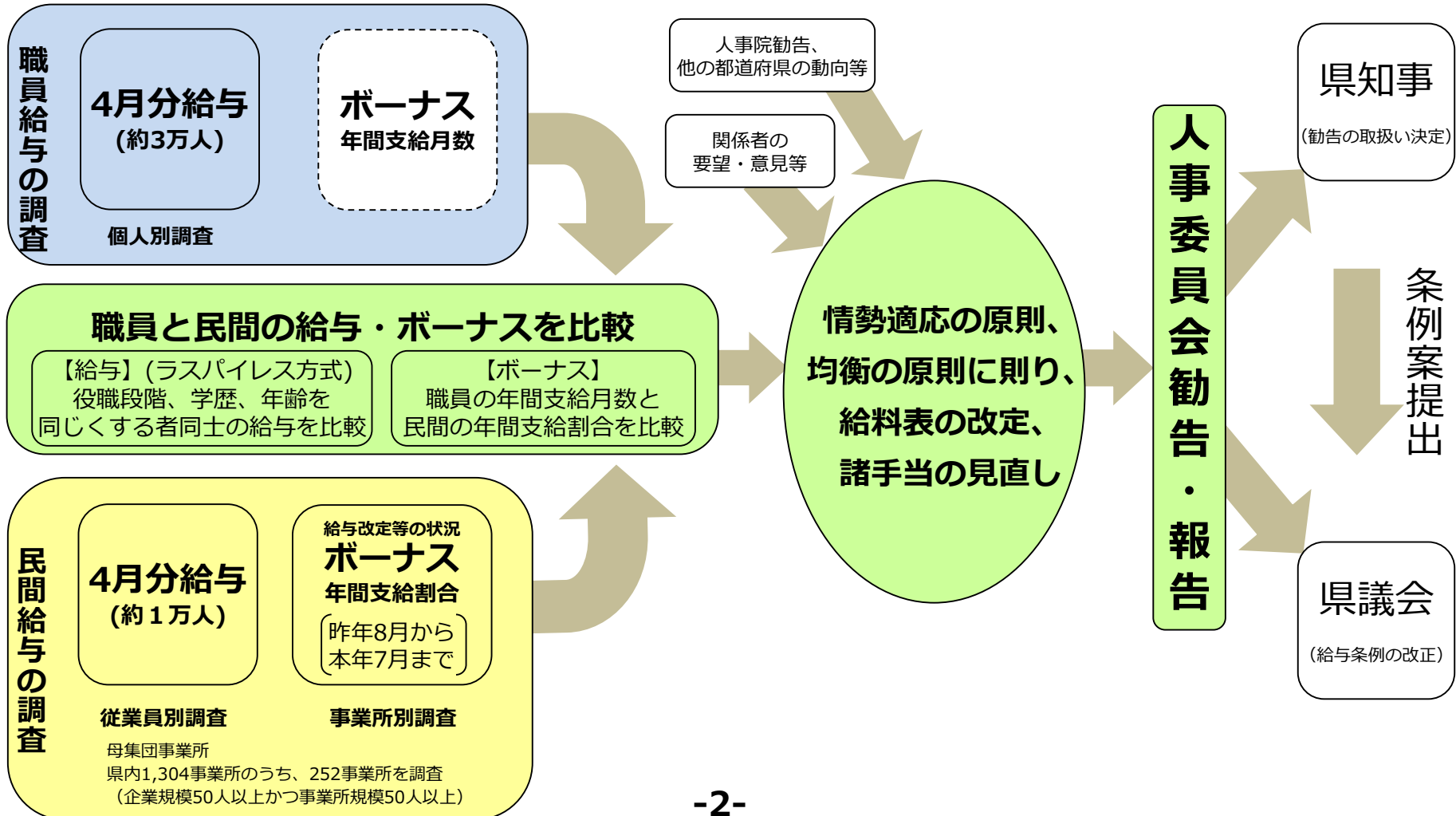
### 公務の運営

〔多様で有為な人材の確保、勤務環境の整備 等〕

- ✓ 採用試験の不断の見直しなどにより、技術系職種を始め本県職員志望者の増加を図る
- ✓ フレックスタイム制等の更なる制度の整備・検討及び利用促進を図る

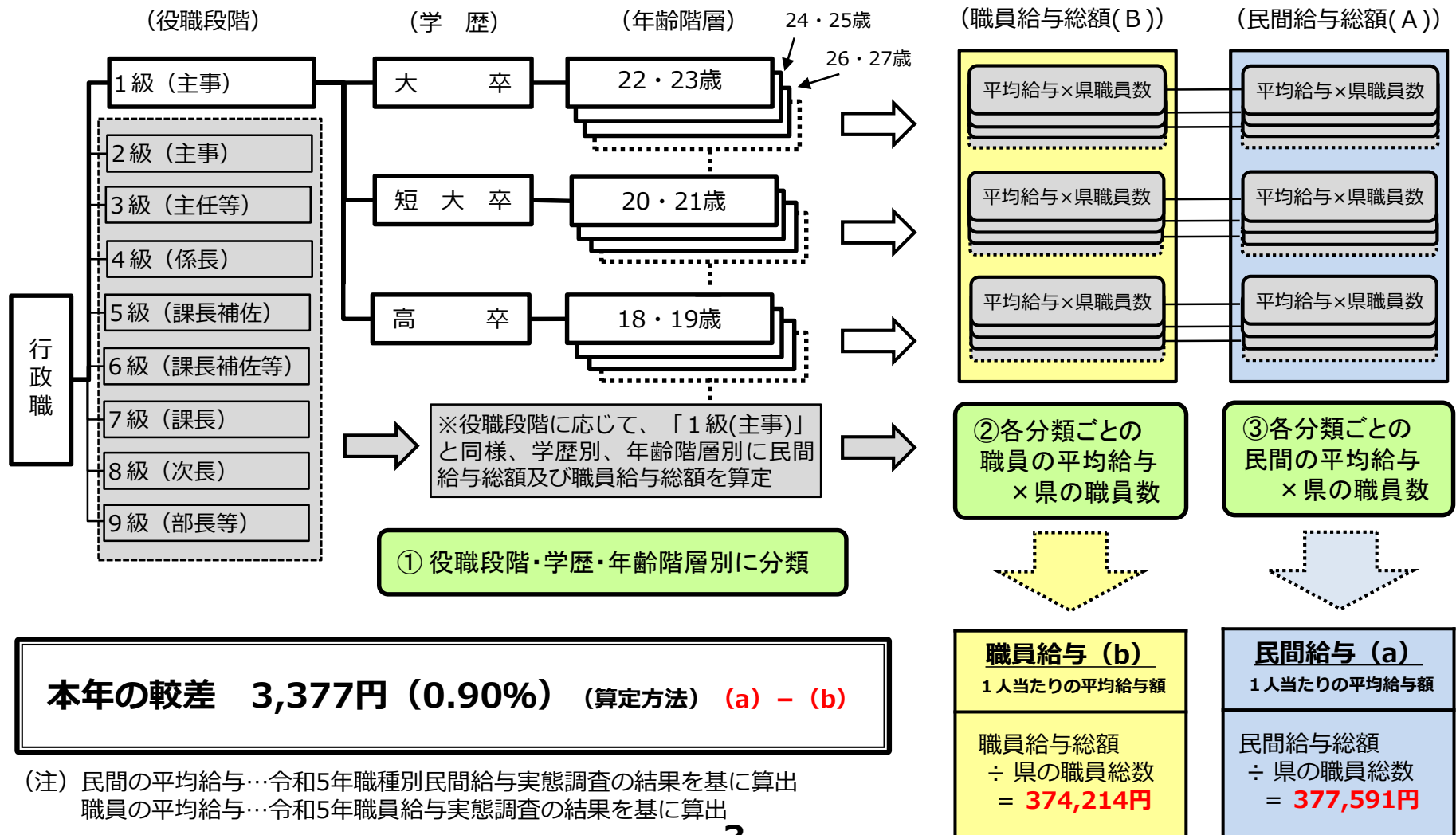
## ② 給与勧告の手順

- ・ 人事委員会では、職員の給与水準を民間に均衡させることを基本とし、人事院勧告や他県の動向等を踏まえて勧告
- ・ ボーナスについても、民間の年間支給割合に職員の年間支給月数を合わせることを基本に勧告



### ③ 民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）

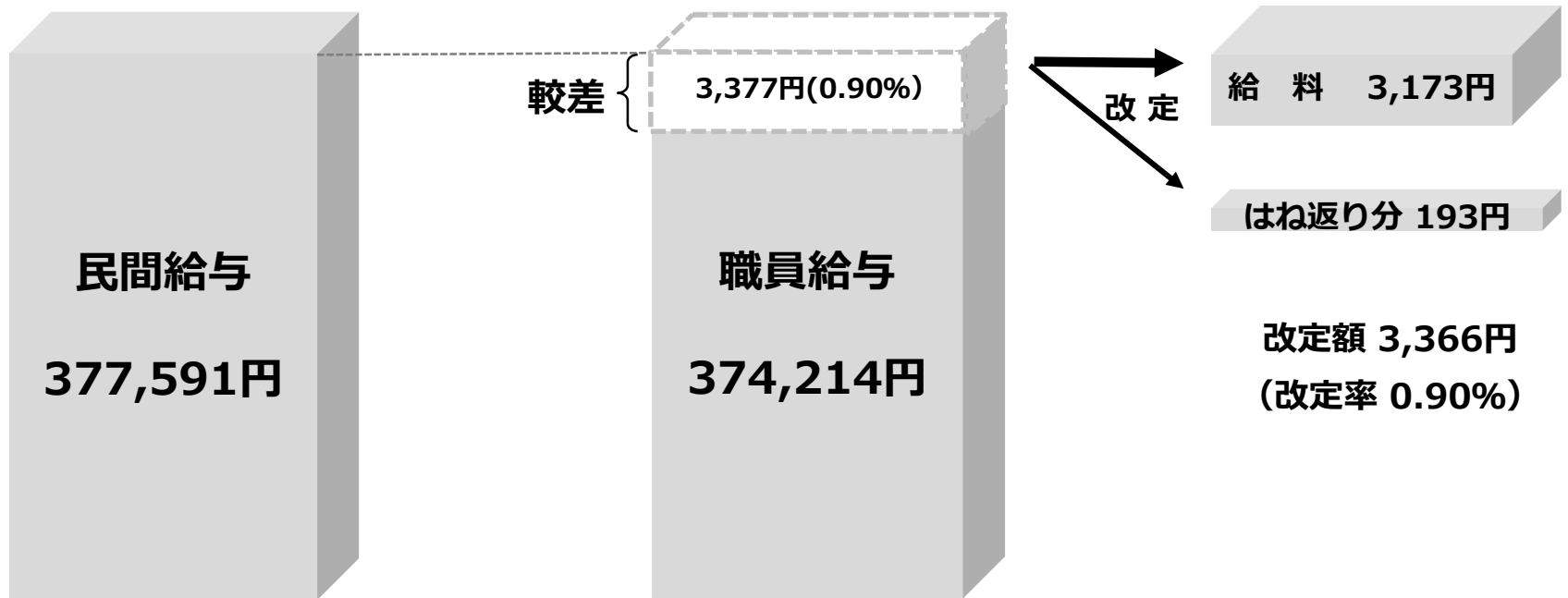
月例給与の比較は、職員(行政職)と民間従業員（行政職に類似する職種）について、役職段階に応じて、学歴、年齢階層などを同じくする者同士の給与を対比させ、差を算出



(注) 民間の平均給与…令和5年職種別民間給与実態調査の結果を基に算出  
職員の平均給与…令和5年職員給与実態調査の結果を基に算出

## ④ 民間給与との較差に基づく給与改定

本年4月時点の民間給与との較差 3,377円 (0.90%) であったため、以下のとおり給与を引き上げることとしました。



(注1) 「はね返り分」とは、地域手当のように、給料等の一定割合で手当額が定められているため、給料の改定に伴い手当額が増減する分をいう。

(注2) 本県では、従来から総合勘案方式（民間の給与をはじめ、国及び他の都道府県並びに物価及び生計費の動向を総合的に勘案）により、国に準じた給料表での改定を行っているが、国準拠の給料表に改定した場合、県職員の級号給の人員分布や手当の受給状況が国とは異なるため、必ずしも較差と改定額は一致しないこととなる。

## ⑤ 給与勧告の対象職員（令和5年4月1日現在）

給与勧告の対象職員※1は、約4.1万人です。

このうち、常勤職員が約3.4万人※2、非常勤職員が約0.7万人です。

※1 企業局職員、病院局職員、技能労務職員及び特別職の職員は、給与勧告の対象外

※2 令和5年度茨城県人事行政の運営等の状況の公表による

## ⑥ 給与勧告の実施状況

|       | 月例給   | ボーナス   |         |
|-------|-------|--------|---------|
|       | 改定率   | 年間支給月数 | 対前年比増減  |
| 平成26年 | 0.24% | 4.10月  | + 0.15月 |
| 平成27年 | 0.40% | 4.20月  | + 0.10月 |
| 平成28年 | 0.23% | 4.30月  | + 0.10月 |
| 平成29年 | 0.13% | 4.40月  | + 0.10月 |
| 平成30年 | 0.16% | 4.45月  | + 0.05月 |
| 令和元年  | 0.10% | 4.50月  | + 0.05月 |
| 令和2年  | —     | 4.45月  | ▲ 0.05月 |
| 令和3年  | —     | 4.30月  | ▲ 0.15月 |
| 令和4年  | 0.21% | 4.40月  | + 0.10月 |
| 令和5年  | 0.90% | 4.50月  | + 0.10月 |